

認定変更申請書(教育・保育給付認定／施設等利用給付認定)

【提出日】 年 月 日

記入上の注意事項等

宮崎市長 殿

本件申請に伴い必要となる申請者並びにその同居する親族に係る課税内容の確認、教育・保育の運営及び施設等の利用上必要と認められる範囲での利用施設に対する世帯情報の提供については、同意の上申請いたします。なお、この申請は、保護者全員の意志であることを誓約します。

保護者	住所			
	氏名			
	続柄	☐ 父	☐ 母	☐ その他 ()
	連絡先			
	個人番号			

提出日を記入してください。

申請者は、児童の保護者であれば父母いずれでもかまいません。原則として代理申請は認めていませんが、続柄が確認できるものがあれば、祖父母等の提出も可能です。

1.申請児童について

施設名		施設名		施設名	
支給認定区分	1・2・3・新1・新2・新3 号	支給認定区分	1・2・3・新1・新2・新3 号	支給認定区分	1・2・3・新1・新2・新3 号
ふりがな		ふりがな		ふりがな	
児童名①		児童名②		児童名③	
生年月日	年 月 日	生年月日	年 月 日	生年月日	年 月 日
個人番号		個人番号		個人番号	

教育・保育施設を利用中で、今回変更を希望する児童について記入してください。別の施設を利用している場合も、3人までは1枚の申請書で手続き可能です。

各児童が受けている認定を○で囲んでください。
1号認定と新2号認定(新3号認定)の両方を受けている場合は、両方を○で囲んでください。

2.変更する内容について

※原則として、手続き翌月からの変更となります。
※企業主導型保育施設利用児童のみ、月途中の認定変更が可能です。

変更を希望する項目にチェックを入れてください。

	変更希望月	年 月 日 から	
☐	変更事項	変更前	変更後
☐	ふりがな (1) 代表保護者 ※この方の住所あて書類を送付します。	氏変更を伴う場合 (旧姓)	氏変更を伴う場合 (旧姓)
☐	(2) 保育を必要とする事由 ☐ 父 ☐ 母	☐ 就労 ☐ 疾病・障がい ☐ 妊娠・出産 ☐ 介護 ☐ 就学 ☐ 求職・開業準備 ☐ 育休 ☐ その他 ()	☐ 就労 ☐ 疾病・障がい ☐ 妊娠・出産 ☐ 介護 ☐ 就学 ☐ 求職・開業準備 ☐ 育休 ☐ その他 ()
☐	(3) 保育必要量	☐ 標準時間 ☐ 短時間 ※2号・3号のみ ※月途中での変更はできません。	☐ 標準時間 ☐ 短時間 ※2号・3号のみ ※月途中での変更はできません。
☐	(4) 支給認定期間 (認定終了日)	年 月 日 まで ※企業主導型・新2号・新3号のみ。不明の場合は空欄にしてください(市で記入します。)	年 月 日 まで ※企業主導型・新2号・新3号のみ。不明の場合は空欄にしてください(市で記入します。)
☐	(5) 世帯構成	☐ 婚姻 (年 月 日) ↳ 婚姻日翌月(1日の場合当月)から保育料変更 ☐ 事実婚／子の実父(実母)と同居 ☐ 祖父母と別居	☐ 離婚 (年 月 日) ↳ 離婚日・別居日・保険証の変更日の最も遅い日の翌月(1日の場合当月)から変更 ☐ 離婚調停・裁判中 ☐ 祖父母と同居 ☐ 死亡 (年 月 日)
☐	(6) 書類送付先 ※代表保護者は変更せず、書類の送付先のみ変更をご希望の場合		
☐	(7) 書類の提出	①税関係書類 ☐ 父 ☐ 母 ☐ その他 () 年度 () 年度 ②その他書類 ☐ きょうだいの在園証明書 ☐ 戸籍謄(抄)本 ☐ 障がい者手帳等の写し ☐ その他 ()	
☐	(8) その他		

変更を希望される項目に○を入れた上で、変更前の内容と変更後の内容をご記入ください。

変更を希望しない項目については、空欄のままで結構です。

支給認定証や、保育料変更通知等は、代表保護者の住民票上の住所宛てに送付されます。これまでの代表保護者が単身赴任になる等で、変更を希望される場合に記入してください。

2号認定・3号認定・新2号認定・新3号認定を継続するためには、「保育を必要とする事由」に切れ目なく当てはまる必要があります。
そのため、可能な限り、変更が生じる前月末までにお手続きください。

※2号認定・3号認定の場合のみ
原則として、父母のいずれかでもが、以下の場合は「短時間」となります。
①1ヶ月の就労・就学時間が120時間未満 ②求職活動・開業準備中
③育児休業中
認可保育施設をご利用(申請)のための認定の場合は、就労・就学と利用施設の短時間の時間帯により、保育標準時間が認められる場合もありますので詳細はお問合せください。

※企業主導型利用児童・新2号認定・新3号認定の場合のみ
今回の変更により、認定の期間が短くなったり、長くなったりする場合に記入してください。期間の変更の有無については、市で改めて確認しますので、ご不明な場合は空欄でも受け付けます。

婚姻・離婚等により、世帯状況が変更になった場合はお知らせください。
特に、認可教育施設(いわゆる幼稚園)、認可保育施設をご利用中の場合、保育料や副食費に影響する可能性があります。

代表保護者は変更せず書類の送付先のみ変更をご希望の場合は、こちらを記入。
(例) 新居建築中で住民票のみに先に新居に移したが、前住所に書類を送付してほしい。
※転居が完了したら、再び、送付先の変更のお手続きが必要です。

入所決定後の保育料の計算や、副食費免除の判断などためには税情報が必要です。
税の修正申告をされた場合などには、所得課税証明書の提出をお願いします。

【注意事項】
・認定を変更するための必要書類を添付してください。・変更には審査が必要です。場合によってはご希望に添えない場合もあります。
・「⑤世帯構成の変更」「⑦税関係書類の提出」の場合、書類をご提出いただいても、保育料・副食費が変更にならない場合もあります。